

環境創造型農業推進のための技術開発

県は、良質な堆肥などによる適切な土づくり、化学合成された肥料及び農薬の使用量低減など、環境への負荷軽減に配慮しながら安全・高品質な農産物の生産を目指す環境創造型農業を強く推進している。

環境創造型農業は土づくりを基本に、化学合成された肥料及び農薬の使用を慣行の30%以上低減した生産方式の農業をいう。この中で特に50%以上低減され、かつ使用農薬の農産物への残留が国基準の1/10以下となるものを「ひょうご安心ブランド」、さらに遺伝子組み換え技術を利用しないことと化学的合成された肥料・農薬を全く使用しないのを基本として、環境負荷を出来る限り低減したものを「有機農業」と定めている。

当センター環境・病害虫部では、環境創造型農業

を推進するため環境に優しい施肥方法や病害虫防除技術の開発に取り組んでいる。今回、農薬関係は、作物収穫時に残留農薬が認定基準を満たすための残留に及ぼす処理時期の検討など、農薬使用法の研究状況を紹介する。施肥関係は、緩効性肥料や有機質肥料の全層及び局所施用の肥効と流出の違いを調査し、減肥や環境負荷を少なくするための施肥技術の開発状況を紹介する。病害虫防除関係は、化学農薬だけに依存しない物理的、生物的、耕種的防除技術の開発の中から、光を使った物理的技術、天敵利用技術、輪作作物による耕種的技術、さらに1日で診断できて適切な防除指導につながるDNAチップを利用した病害診断法を紹介する。

高木 廣（環境・病害虫部）

（問い合わせ先：電話0790 - 47 - 1222）

ひょうご安心ブランドを支える残留農薬分析

ひょうご安心ブランドと残留農薬の分析

ひょうご安心ブランドの認証を受けるためには、農薬を使用する場合、残留農薬を国基準の1/10以下とすることが必要であり、生産集団は残留農薬を自主検査できる体制を整備する必要がある。また、生産集団が出荷前に残留農薬の自主検査を行うとともに、県は残留農薬のモニタリング調査を行っている。



認証基準を満たす農薬や使用法の検討

当センターでは農業改良普及センターと共に、収穫時の農産物の残留農薬が認証基準を満たすための農薬の選定や使用法を確立するため、これまでに19作物114農薬、延べ373検体の残留農薬分析を行い、検討を行ってきた。その結果、検出された残留農薬は、すべて国基準を大きく下回っていたが、施設裁

培で検出されやすいなど、栽培様式、品目による違いも明らかになっている。使用法の検討では、例えば、チンゲンサイについてDDVP乳剤は収穫14日前までの2回処理（農薬登録は収穫14日前まで3回以内）でも残留しにくいのが、シペルメトリン乳剤は収穫7日前までの2回処理（農薬登録は収穫前日まで2回以内）では、場合により認証基準を越えることもあった。また、オキサジキシルのように栽培条件の違い等により残留が大きく異なる例もあった。これらの成果は、農業者が「ひょうご安心ブランド農産物」の生産に取り組むための貴重なデータとなっている。

この他、当センターでは農薬適正使用のための登録拡大試験や環境への残留試験等の残留農薬に係る研究を行っており、県民の安全、安心を支えている。

望月 証（環境・病害虫部）

（問い合わせ先 電話：0790 - 47 - 2420）